

第二十四回国会衆議院

地方行政委員会議録第十七号

(一七二)

昭和三十一年三月五日(月曜日)

午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

出席 墓田 重延君

河野 亮一君

河野 雅郎君

河野 茂男君

河野 勝義君

河野 一雄君

河野 岩君

河野 五島君

河野 虎雄君

河野 彰一君

河野 正孝君

河野 西村君

河野 誠亮君

河野 傷君

保利茂君辞任につき、その補欠として徳田與吉郎君、山中貞則君及び渡海元三郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

私鉄に対する事業税改正に関する請願

(永山忠則君紹介)(第一〇二二号)

(小林郁君紹介)(第一〇二三号)

地方税法の一部改正に関する請願

(佐竹新一君紹介)(第一〇二四号)

(伊藤郷一君紹介)(第一〇二五号)

同(足立篤郎君紹介)(第一〇七一号)

(植村武一君紹介)(第一〇七二号)

同(大野市郎君紹介)(第一〇九九号)

地方自治法の改正に関する請願(中馬辰猪君紹介)(第一〇二六号)

公衆浴場業に対する固定資産税軽減に関する請願(永田亮一君紹介)(第一〇六九号)

公衆浴場業に対する事業税軽減に関する請願(江崎真澄君紹介)(第一一〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二日

市町村公平委員会の存続に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目四番地全国公平委員会連合会長萱原順治外十一名)(第一二二号)

番地全国公平委員会の存続に関する陳情書(東京都千代田区九段一丁目四番地全国公平委員会連合会長萱原順治外十一名)(第一二二号)

委員佐伯宗義君、渡海元三郎君、徳田與吉郎君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として佐伯宗義君及び山崎巖君が議長の指名で委員に選任された。

同月三日

委員佐伯宗義君、渡海元三郎君、徳田與吉郎君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として佐伯宗義君及び山崎巖君が議長の指名で委員に選任された。

同月四日

(第二一八号)

木材引取税撤廃に関する陳情書(岐阜市橋本町岐阜県木材協同組合連合会理長平野増吉)(第一三〇号)

消防労働者報償費を公務災害補償費に切換えた陳情書(名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県消防協会長桑原幹根)(第二四七号)

軽油引取税の設定反対に関する陳情書(神戸商工会議所会頭岡崎真一)(第二六七号)

地方公務員の停年制法制化に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長浦口淳一)(第二七〇号)

町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長浦口淳一)

陳情書(長崎県町村議會議長会長浦口淳一)(第二七一号)

町村特別交付税増額に関する陳情書(長崎県町村議會議長会長浦口淳一)(第二七二号)

高島町海底水道事業の起債認可に関する陳情書(熊本県知事西岡竹次郎)(第三二一号)

一般上下水道事業の起債増額に関する陳情書(長崎県知事西岡竹次郎)(第三二二号)

有明海自動車航送船建造資金の起債に関する陳情書(熊本県知事桜井三郎外一名)(第三二六号)

君を小委員に御指名いたします。

○大矢委員長 御異議なさいと呼ぶ者あり

○大矢委員長 御異議ななければ、委員長より徳田與吉郎君及び渡海元三郎君を小委員に御指名いたします。

○大矢委員長 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案、国有資産等所

在市町村交付金及び納付金に関する法律案、地方税法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。北山君。

○北山委員 それでは地方税法についてお伺いをいたします。それはこの前

奥野さんにもお願いしておきましたが、山林原野についての固定資産税、

この土台になる山林原野の面積に非常な異同があるわけで、昭和二十五年からずつと見ますと、逆に相当に減って

おるわけなんです。山林と原野を通じて

お伺いをいたしました。それはこの前

奥野さんにもお願いしておきましたが、しかしまた林野庁等の統計を見ますと、山林原野の私有林関係が山林においては千二百万町歩以上あります。

これと比べますと、固定資産税の対象

で、昭和二十一年度と三十一年度を比較すると、百七十万町歩ばかり減っています。

これは保安林等が課税の対象から除外されたというような理由によるのであるか、その間の関係をお調べになつたと思ひますので、一つお伺いをしたいのです。昭和二十五年に山

林の面積は八百四十三万町歩で、三十一年度には七百四十万町歩になつています。

ます小委員補欠選任についてお諮りいたします。すなわち地方税法等改正に関する小委員でありました徳田與吉郎君及び渡海元三郎君が、それぞれ三日に委員を辞任されました結果、小委員が欠員になつております。この補欠選任を行わなければなりませんが、これは

これは先例に従つて委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

選任を行わなければなりませんが、これはどういうふうな理由によるのか、それを御説明願いたい。

○奥野政府委員 資料が政府委員室に停滯しておったようでありまして、今お配りしております。御指摘のよう

に、山林につきましては保安林編入を強力に押し進めておりますので、その

土地地積調の備考の3に書いてありますように、二十六年の一月一日から二十七年の三月三十一日までの間ににおけるだけでも、二百九十五万一千二百七十反ですかの保安林の面積の増加を來たしておるわけあります。

○北山委員 そうじやないかとは思いました。ところが昭和二十一年度は国税調査を基準にしているようであります。

その後は市町村等の実際の調査を集計したものだ、かように考えます

が、しかしまた林野庁等の統計を見ますと、山林原野の私有林関係が山林においては千二百万町歩以上あります。

これと比べますと、固定資産税の対象

公衆浴場業の起債増額に関する請願(内閣提出第六号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(内閣提出第五〇号)

は地租でありますけれども、地租につきましても土地の賃貸価格が課税標準になつておつたわけであります。が、賃貸価格はやはり林地の賃貸価格でありまして、立木が当然その中には入つてこないわけであります。今の固定資産税も昔の地租の場合と同じような方針をとつて参つてきておるわけであります。

木村引取税は戦後に法定されたわけ
でありますけれども、これも明治の初
年から地方において時に行われて參つ
たわけでありまして、これも雑種税と
して県で課税しておった時代もあつた
わけでありますけれども、大体におい
てずっと一貫して同じような方向をた
どつてきておるのじやないかと存じて
おります。

（北山真理）そこで山を守るといいま
すか、山林を守るという政策がその底
を流れておるというその点は一応わから
ないわけじゃないのですが、実際に
植林をして自分が管理をして山を育て
ていくような地主であれば、そういう
ことも考えられるのですが、しかしながら
から山を買った者についてもやはり同
じような取扱いを受けるということです
は、何か山林の立木、いわゆる木とい
う相当莫大な財産については、課税の
対象外に置かれておるという点につい
て、どうも納得のいかないものを感ず
るわけです。この際伺つておきたいの
は、木材引取税というのがいろいろ問
題になつておるのですが、これは從来
の立木伐採税というものが転化をした
ものだというふうに聞いておるわけで
すが、なぜ立木伐採税が悪くて木材引
取税に変わったのか、その間の事情を承
わっておきたい。

○奥野政府委員 お話のよう、今の木材引取税になります前には、立木伐採税でありましたりあるいは木材移出税であります。立木と、いうことになつて参りますと、薪炭原木を伐採した場合におきましても、やはり課税の対象になるわけでござります。薪炭原木のようなものを課税の対象にするのはいかがなものであるうか、こういう考え方が持たれるわけでございまして、そういう意味で素材の引き取りだけ、従つて薪炭原木の伐採は課税からはずす、そういうことで現在の木材引取税ができるわけであります。

それともう一つは、木材引取税を作りましたときには、価格統制が全体に強く行われておった時代でありますて、そういう関係から引取者が負担をする。従いましてまた統制価格(ラス)この税、こういう形において運営していこうということになったわけでありますて、もとより立法者が転化を意図いたしましても、経済状況のいかんによりまして逆転する場合もいろいろあるわけでござります。しかし原則的には、木材を買い受けていく人間が木材引取税も費用として一緒に負担をしていくというのが合理的な姿じやないか。特に山林育成の問題もございますので、そういう姿の方が好ましいのではないかとというふうなことで、現在の姿をとつておるわけでござります。

す。それで引取税にしてしまえば、それは流通面においての木材業者が負担をするというような形になる。現在山の所有者元で——私も詳しい事情は知りませんが、木材業者あるいは薪炭業者といふものは非常に苦しくて、むしろ原木が高いということが非常な問題になつておるようです。ですから山の所有者が、いわば非常に有利な立場に立つておるというような事態が一般的にあるのではないか、こういうふうに考えられるので、そういう事態になつてきたならば、やはり税金の負担者といふのは、山の所有者、木の所有者が切るときに自分で負担をするというふうに変えた方がむしろ事態に適するんじやないか、こういうふうに思うのです。が、奥野さんどのようにお考えですか。

であります。従いまして伐採いたしましても、その引き取りが行われませんから、間は納税義務は発生いたしません。ただしかし、それがために何年も長く据え置かれてしまいますと、実体がわからなくなってしまいますので、そういうことをおもんぱかりまして、一定の期間に引き取りがない場合には、伐採をもって引き取りとみなすというふうな規定を例外的に設けて、その欠陥は救済しておるわけでございます。

です。何としても住民税の第一方式
第二方式、特にそのただし書きとい
う二つの方式の間に、住民は住んでい
ます。市町村の区別によって税金が倍も違
うということでは、どうしても納得が
きかないのじゃないか。東京に住んでい
れば千円で済むものが、地方へ行くと
二千円も住民税をとられるというよ
なことは、これはあまりに食い違いで
過ぎるという問題があると私は思
うのです。それと同時に、なぜそういうこと
になったかということをこの前考
考人にお伺いしましたら、荻田さんは
それは地方財政計画の立て方が悪
いんだ、そこに原因があるのだ、こうい
うお話をされたので、今年の三十一年度
の地方財政の計画においても、第二方式
による超過見積りを相当に見ている
と思うんですが、昭和三十一年度の第
二方式ただし書き等をとることによると
超過見積りは、どのくらいになるので
あるか、これを一つ伺っておきたい。
○奥野政府委員 ちょうど九十三億円だ
だけ、第一方式による場合だけの収支
よりもよけい計算に入れているとい
うことになつております。

えをさしていただきます。財政計画上の問題としては、地方財源をどこまで見ていくか、従つてまた地方歳出もどこまで算入していくか並行した問題だらうと思うであります。歳出だけ非常に削減しておきまして、歳入だけは非常に大きなものを見ていく、こういうことはできるだけ避けなければならぬだろうと思います。こういうような地方財政計画策定上の問題以外に、やはり現在の日本の国民の負担力から考えた場合に、地方財政需要がちょうど合致しているかどうかというふうな問題も出てくるのではないだろうかと思つております。今まにして参りますならば、地方財源をさらに大幅にふやしていくなければ、こういう問題はなかなか解決しないのではないかとうかというふうな感じも持つのでありますまして、民主主義の浸透とともに、国民のあれもこれもやつてもらいたいとはなかなか解決しないのではないでありますから、本当に強く出て参るのでないか。ことに弱小の町村でありますと、今まで施設が十分ではございませんので、それだけにまた施設充実の要望も非常に強く出て参るのではないだろうかというふうに思つております。従いまして、またそういう施設を抑えるのが、北山さんが御指摘になりますように、とにかく租税負担の面では二倍も三倍も違ひが起らないようになります。従いまして、またそういう施設を注意制限を加えるが、注意制限を加えた結果はなかなか一挙に施設を充実させるような方向にいかないのでないかというふうにも考えられるわけでありまして、そういう政策の問題にからんでくるのではないか、こういう感じを持つておられるわけであります。非常に

重要な問題でありまして、差があつててもやむを得なかということは、今後ないかなければならぬと思つております。地方財政とは理想でありますけれども、國民の租税負担も一緒に考えなければなりませんので、いいだろうかということを討しなければならないと

○後藤政府委員　お話を通り、オブショーン・ツーないしスリーの増収額につきましては、いろいろ議論があるところであります。しかし、これは歳出との関連の問題もあります。従つて、交付税の配分方式につきましては、別途な考え方を現在までしているわけであります。歳入の中に入れていくのがいいか、それともその分だけ財政需要を整理していくかという問題もあります。現在までずっとそういう方式をとつておられますのでことしも入れたわけであります。落すとすればやはり財政需要の方もある程度考えていかなければならぬ、こういう問題があります。しかしながら、それがそういう形にしておるからオブショーン・ツー、スリーに移つて、オブショーン・ツー、スリーに移つていくということには、私はなつていなかつといふと思います。これは各市町村の租税負担の均衡の問題等もやはり重大な問題でありますし、また市町村の特殊財政需要をまかなうために、一種の増税形式としてとつていくというような場合もあります。従つて、財政計画からすぐ割り出してそういうふうにいくかのとは私は考えておりません。

○後藤政府委員 いろいろなことを言つて、私は一面においてあると思います。それとも同時に、歳出の面、あるいはいろいろな行政サービスの需要といふようなことからして、特別に地方市町村等でよい増税をしなければならぬ、こういうようにも言われるのですけれども、実際東京に住んでおる人たちに対する行政サービスと、地方の貧弱町村とのサービスと一体どっちが高いか。町村の方は住民税も倍だからやはりそれだけ余分にもっとよい住民福祉のための行政をやっているならまだよいと言ふこともできるのですが、しかし、何と考へても、東京の人より地方の住民が地方自治体から恩恵をよけい受けている、こういうふうには考えられない。むしろ財源不足を補うためにやむを得ず——行政サービスを引き上げるという積極的な意味でなくして、足りない分を補うためにやむを得ずオプション・ツーのただし書きをとるというようなことになるではないですか。それが現実であるということになればやはり考え方をなさなければならぬと思うのです。

市の方がやらないというのは、大都市にはまだ特殊な事情があります。これは技術的に非常に困難であるという点からやはり大都市がこれを見ている事情もあるのです。従つて、大都市はやらないで市町村だけやっておる。小さい町村だけやっておるということは財源不足だけの問題でない、私はかように考へているのであります。

○中井委員 途中で前に戻りますが、今北山さんから木材引取税のお尋ねが、あつたのであります。これについてちょっとと大臣にお伺いします。木材引取税についてはずいぶん反対の運動があるようですが、これについて大臣はどういうふうにお考へでありますか。それともう一つ。木材引取税といふのは果して公平に取られておるかどうか、そういうことについてお聞かせ願いたい。

○太田国務大臣 第一の木材引取税を置くかどうかという問題は、その地方の財源として今まで相當な部分見込まれておりましたので、ことに山間地帶においては大きな問題になっております。そういう面からも今ここでやめるということは私はできないと思います。公平、不公平の問題は、私よく取り方のことについてはまだ承知をしておりませんので、奥野君からお答え申し上げます。

○中井委員 山間地帯にとって非常に重要な税金であることはよくわかるのですけれども、この引取税を廃止しますという最も大きな原因は、いずれにしましても、金額の絶対額が日本全国合せまして二十億程度のものであるということ、それから取り方が結果としてどうもはなはだ不公平になつてい

る。地区により非常にまちまちでありますので、業者も木材を売る方の側木引取税については何かすつきりしないものがあることが一番の原因でなからうかと思うのです。それで、先ほどどちらの問答を伺つておったのですが、奥野さんに伺いますが、自治庁の当局におかれましては、日本全国の一年間の木材伐採の総量だとか、それの燃料を使つ部面がどれくらいあるか、あるいは自己で使用するものがどれくらいあるか、売買に当るもののがどれくらいあるか、こういうものの御調査ができるておりますかどうか、それをちょっと伺いたい。おりましたら一つ資料として出していただきたい。その点伺つております。

て、見込みじやございません。過去の決算を一つ御調査をいただきたいと思います。そういう点について今の御答弁でなくて、もう少し詳細なものを、税の小委員会なども開かれておりまするから、この審議の終りまするまでにぜひお願いたしたい。

ここで一つ私は意見を申し上げております。木材の引取税なんというものを置くならばもと率を下げなさい。下げたって総量は集まりますよ。それを申し上げます。根本的にはやはりさつきの北山君の言つたように伐採税の方がいい。奥野氏は何か伐採をしても売らぬのがあるということを言わられるが、それはいろいろあります。たとえば春、山の木を切りますと、そのまま木出しをすると非常に重いものですから、半年ばかり木材業者が山にそのままおつておいて、冬になつて枯れてしまつたときに出す、そういういろいろな技術的なことはあります。そういうことでごまかされてしまつて、結局いつ売つたか買ったかわからない。村によりましては割当をいたしておりますというようなところがたくさんあるわけです。金額は二十億。私はやはり業者の反対運動には他のねらいもあるうかと思います。たとえば伐採税をやるのならば反対だ、今まで残してくれとおそらく言つてくるんじやないかと思いますが、問題は不公平になっておる。この事実をもつと調べて、今五%であったと記憶いたします。これは三%でもけつこうでしょ。國としては助かると思う。林野局その他は非常に助かりますが、それが金額が比率が少ければだれでも出しよといふことは言えるわけあります

から、この点はもう少し研究をせひ一つしてもらいたいと思います。そういう点について何か、今御研究の段階であります。木材引取税を置くなら、どういうふうな考え方をしておられるか、ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 御指摘のように木材引取税の運営についてはいろいろな問題があると考えられます。木材引取税を設けました当時におきましては、いろいろな統制経済のもとにあつたわけでありますし、同時に県におきまして木

材検査を行なつておつたというふうな事情もございましたので、今よりはもつと把握が徹底しておつたんじやないだろかというふうに思つております。今お話をあります。もう一つは価格を課税標準にして御報告いたしたいと思います。

○北山委員 それから税の問題です。が、今度は国有財産なりあるいは公社等の固定資産についても交付金、納付金等がかけられるということになつたのですが、国有財産についても交付金は、たしか収入見積りは十一億ばかりだと思います。わずかに十一億だけのものを取るのに、ずいぶんめんどうなきことをしなければならぬようですが、しかもその中には從来国有林等のものを取り出さなければなりません。そのためには従来国有林等でもつて特別な交付金として出ておつたのが、たしか三億くらい含まれているということになれば、十一億になります。しかもそれが交付税の算定上、収入の中に正式に今度は見込まれるという事態になつて、実質上地方団体としては大した変りがないといふに低いものになつておるものですか

うにも思うのですが、これについての御見解。

それからもう一つ、国有財産の交付金の場合に、その財産の中では課税と森林組合等に仕事をゆだねておるところもあるようでございます。

第二には、評価の点につきまして、あるいは価格によりませんで、容積をどういうふうな考え方をしておられるか、ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 貸付財産の内容は資

料として御指摘のように提出いたしました。この分は基準財政収入額には算入されません。三億二千万円が四億五千円にふえるわけですが、ふえます一億三千円の七割の額が、今後基準財政収入額に算入されていくことになつて参るわけであります。

○北山委員 時間も経過しておりますから、この際財政計画についてちょっとお伺いしたいのですが、この前地方債の計画をちょっとお尋ねしたわけですが、今度地方財政計画が正式に決定になつた、これを拝見いたしましたが、今度は一層合理化を推進していくことを重視しなければならないのでは

ないだろかと思っておるのでございまます。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないということで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのでは

あります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないことで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのではあります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないことで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのではあります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないことで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのではあります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないことで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのではあります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大したものでないものを、今度国有財産に対する交付金として新しい制度を作つたので、われわれとしては全く解せないような感覚があります。こんなものは、むづがするわけです。こんなものは、むづがするわけです。

○北山委員 公社の分は別としまして、交付金として出される国有林野等の国有財産、いろいろな種類があるようになりますが、国有財産の中では課税と課税にならない分との資料でございましたでしょうか。

大な交付金の額になるのではなかろうかというふうに思つております。同時にまた同じような資産であるにかかわらず、片一方では固定資産税を負担しながら、片一方ではそのうえで公金を負担していないことで、国を負担していないことで、国民感情に与えております影響ということも重視しなければならないのではあります。これを基礎にいたしまして今後なお一層合理化を推進していくことをおもております。このことは、これまで大した変りがないといふふうな結果において大の

は五十億と承つておるのであります。そうすると五十億の負担減が出てくるけれども、これに引き当てる地方債ににおいては百数十億減額になるということによつてむしろ一般財源にしわ寄せになつていくのじやないか、起債が減つてくれればやはりその分だけ一般財源から持ち出しをしなければ所定の計画に當る事業ができるないということになつて、結局その方面から非常な圧迫を受けるのじやないか、こういうふうに考へるのであるが、その点についてはどういうお考へで財政計画をお作りになつたか、それを承わつておきたい。

○後藤政府委員 おつしやる通り昨年と比べますと地方負担が百八十五億減つております。地方負担の額は五百六十億ありますので、一般補助事業の起債につきましては、それを基礎にいたしましてその起債をきめたわけです。起債を減らして参りますれば、どうしても一般財源の投入が多くなるわけでございます。一般財源の方は昨年よりも豊かになつて参りますので、その分だけ地方債を落す、こういうようになります。地方債の方では地元負担が減らして参りますれば、どういふうに考へて方になつております。地方債を少くしていけば一般財源が多くなつていくのであります。一般財源から見ましても税収も伸びて参りますが、多くなつていくのであります。一方負担が減るわけですが、それ見合

な計算上五十億公共事業等の関係で地方債の負担が減るわけですが、それ見合

う地方債の方では百八十五億でありますから、百三十五億というものは一般財

源から持ち出してその事業の費用に充

は五十五億と承つておるのであります。そうすると五十億の負担減が出てくるけれども、これに引き当てる地方債ににおいては百数十億減額になるということによつてむしろ一般財源にしわ寄せになつていくのじやないか、起債が減つてくれればやはりその分だけ一般財源から持ち出しをしなければ所定の計画に當る事業ができるないということになつて、結局その方面から非常な圧迫を受けるのじやないか、こういうふうに考へるのであるが、その点についてはどういうお考へで財政計画をお作りになつたか、それを承わつておきたい。

○後藤政府委員 おつしやる通り昨年と比べますと地方負担が百八十五億減つております。地方負担の額は五百六十億ありますので、一般補助事業の起債につきましては、それを基礎にいたしましてその起債をきめたわけです。起債を減らして参りますれば、どう

でも一般財源の投入が多くなるわけでございます。一般財源の方は昨年よりも豊かになつて参りますので、その分だけ地方債を落す、こういうよう

になります。地方債の方では地元負担が減るわけですが、それ見合

う地方債の方では百八十五億でありますから、百三十五億というものは一般財

源から持ち出してその事業の費用に充

てなければならぬ、大体において地方

団体としてはそういうことになるの

は、それぞれ別途の消費的経費等の需

求として事業面に百数十億円一般財源か

らそつちに回りし得るかどうか、私は

非常にこの点を疑問に思うのですが、

それはできるとお思いになつておるの

ですか。

○後藤政府委員 これは起債のときに

申し上げようと思つておりましたが、

一般補助事業のほかに災害関係が非常

に減つて参ります。これは当然に落ち

て参るものでございますが、この災害

関係で三十億ばかり落ちております。

一般補助事業の地方負担の額が昨年よ

りも減つたということは、一般財源が

裕が出てこないのでないか、そういう

状態において事業債の起債をどんど

んこういうふうに大幅に切られてしま

えば、事業がやれなくなる。やれなく

なると事業返上といふことになつて、

それが政府の思うつぱである、こうい

うことになりはしないかと思うのです

が、どうですか。

○後藤政府委員 個々の団体につきま

でやつしやるようなことがあるかも

しましても、一般財源が多くなりました

いか、かようにも考へたのであります。

それから見ましても税収も伸びて参ります。そのほか義務教育等につきましても、一般財源が多くなりました

が、多くなつたために減つたのであります。

○北山委員 これは実際この財政計画

見ますれば少し落してもよいのではな

いふ場合に、おそらく一般財源からそ

れだけの持ち出しができる状態ではな

いと思う。そうすると従来のような起

債充当をやつくれないということに

なれば、これは事業を返上しなければ

なりません。従来のような起債の

充當率をかえておりますので、そういう

ものが非常に伸びるところは、やは

りその税の方でやつてもらいたい。起

債の量を落していくということは可能

なんであります。現実の面で、そういう

ものがないところの問題となります。

だから三公社あるいは国有財産に対する

是正もやつておるでしょう。それから

公債費も百十何億ふえておる。それ

は、全部今度は元利償還がふえる公

債費の増額分に引き当てになつてしま

う。そういうふうなことを考へていく

と、どうしてもこの面で、一般財源か

ら公債費も百十何億ふえておる。それ

は、全部今度は元利償還がふえる公

債費の増額分に引き当てになつてしま

う。そういうふうに変化いたします。

○北山委員 全体から申しまして

一割くらいは必ず落ちると心得てもら

ういたい、こういうことを申しております。

○後藤政府委員 一割くらいの起債充當率はどの程度になりますか。どう

いうふうに変化いたしますか。

○北山委員 全体から申しまして

一割くらいは必ず落ちると心得てもら

ういたい、こういうことを申します。

○後藤政府委員 どうぞかげんすべきではないか、ま

たそういうふうなことで予算編成をや

らねておるよう聞いております。

○北山委員 すると三十一年度の起債

の充當率はどの程度になりますか。ど

ういうふうに変化いたしますか。

○後藤政府委員 どうぞかげんすべきではないか、ま

たそういうふうなことで予算編成をや

らねておるよう聞いております。

○北山委員 どうぞかげんすべきではないか、ま

たそういうふうなことで予算編成をや

らねておるよう聞いております。

○後藤政府委員 どうぞかげんすべきではないか、ま

たそういうふうなことで予算編成をや

らねておるよう聞いております。

○北山委員 どう

昭和三十一年三月七日印刷

昭和三十一年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局